

平成22年第1回臨時会

大多喜町議会会議録

平成22年 2月18日 開会

平成22年 2月18日 閉会

大多喜町議会

平成 2 2 年 第 1 回 大多喜町 議会 臨時会 会議録 目次

第 1 号 (2 月 1 8 日)

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
町長あいさつ.....	3
諸般の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	14
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	30
閉議及び閉会の宣告.....	32
署名議員.....	33

大多喜町第1回臨時会

(第1号)

平成22年第1回大多喜町議会臨時会会議録

平成22年2月18日(木)

午後1時30分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	正木武君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君
健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君	建設課長 環境生活室長 水道室長	浅野芳丈君
農林課長	岩瀬鋭夫君	特別養護老人ホーム所長	石井政一君
会計室長	岩佐秀樹君	自動車学校長	中村勇君
教育課長	渡辺嘉昭君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 書記 小倉光太郎

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第 3 議案第 1 号 大多喜町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 3 号 指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 2 1 年度大多喜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 2 1 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成22年第1回大多喜町議会臨時会を開会します。

なお、事務局職員による議場内での写真撮影を許可します。

(午後 1時30分)

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成22年第1回大多喜町議会臨時会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、1月24日の町長選挙におきまして、栄誉ある当選をさせていただき、町政の執行に当たることになりました。その責任の重大さを痛感いたしております。

どうか、議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして、ご指導とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

本日の臨時議会は、私にとりまして初めての議会となりますが、議員各位には何かとご多用にもかかわらず、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、日本経済はここに来て輸出が回復し、プラス成長に転じたところではありますが、一方内需は依然としてデフレ状況にあり、町経済は一段と厳しさを増しております。

このような中で、今後も地方財政は非常に厳しい状況が続くものと思われませんが、これからの町政推進に当たりましては、「共に築こう自立と緑の大多喜町」を基本理念とし、地場産業の育成、城と溪谷と房総の小江戸の町を中心とした観光の振興、企業誘致による雇用の促進、教育や福祉の充実、さらには、いすみ鉄道の存続などに積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の絶大なご支援を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

次に、行政報告でございますが、これにつきましては、お手元に配付した資料でご承知いただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） これで、行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成21年第4回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会関連につきましては、関係議員からご報告をお願いします。

初めに、夷隅環境衛生組合議会関係について、9番野口晴男議員をお願いします。

9番野口晴男さん。

○9番（野口晴男君） 第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。

平成22年1月6日午後3時から。これにつきましては、選挙第1号夷隅環境衛生組合管理者の選挙についてでございます。

管理者、太田洋さんが12月24日で任期切れのために、今回組合規約第8条第1項の規定に基づき、管理者を次のとおり選任する。

選任につきましては、指名推選でございました。

それにつきまして、当選いたしましたのが、いすみ市岬町椎木1767番地、太田洋さん、昭和23年3月7日生まれでございます。

これにつきまして、全員一致で賛成いたしました。

以上、夷隅環境衛生組合議会の報告といたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、国保国吉病院組合議会関係について、10番藤平美智子議員をお願いします。

10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をさせていただきます。

去る1月6日午後4時よりいすみ医療センター会議室におきまして、第1回国保国吉病院組合議会臨時会がございました。

本町からは君塚議員、江澤議員、そして私の3名が出席をいたしました。

この臨時会におきまして、組合管理者の選挙が行われました。

結果、前管理者の、いすみ市の太田市長が再度管理者に当選されましたことをご報告いたします。

国保国吉病院組合議会の報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会関係について、1番野中眞弓議員をお願いします。

す。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の22年第1回定例会が2月8日ホテルオークラで開かれました。

主な議案は21年度予算案の3号補正と、22年度の予算案の承認でした。

全議案が可決されました。

来年度の予算案についてですけれども、保険料は均等割が据え置き、所得割は7.29%、0.17%の値上げになります。額にすると平均600円ほどでしょうか。

そのほか、軽減措置が21年度1年こっきりだったのが、同じまま来年度22年度まで延長されることも承認されました。

以上、報告いたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から定例監査結果報告及び例月出納検査結果の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

9 番 野 口 晴 男 議員

10 番 藤 平 美 智 子 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第1号 大多喜町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、議案第1号 大多喜町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例を次のとおり制定する。

本文の説明の前に、提案理由の説明をいたします。

本町における携帯電話の通信可能エリアにつきましては、現在3地域を除きまして、ほぼ整備も完了して通信ができる状態になっております。

今後はこの3地域について、携帯電話の通信が安定して行えるように情報基盤の整備を進めていく計画であります。公設民営による整備、あるいは民設民営による整備によって携帯電話の通信が行えない状態の解消を図る計画でございます。

なお、公設民営による整備につきましては、携帯電話サービスの提供を希望する事業者から町は施設整備にかかわる分担金を徴収するように総務省の通達を受けておりまして、エリア内戸数によって分担金の徴収割合が示されておりまして、このほど、上瀑地区伊藤区内に無線通信用施設及び設備を整備することから条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例。

趣旨。第1条、この条例は、本町が施行する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

定義。第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号、整備事業。本町が国の制度を活用し、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備（以下「基地局施設」という。）を設置する事業をいう。

2号、受益者。電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者のうち、基地局施設を使用し、利益を受けるものをいう。

分担金の納付義務。第3条、受益者は、その受益の限度において、分担金を納付しなければならない。

分担金の額。第4条、分担金の額は、整備事業に要する経費に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1号、整備事業により開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数（以下「世帯数」という。）が100以上の場合、60分の1。

2号、世帯数が100未満の場合、90分の1。

2項、受益者が複数の場合には、基地局施設の使用割合に応じ、前項に規定する分担金をあん分するものとする。

分担金の端数計算。第5条、前条の場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

分担金の徴収方法。第6条、分担金は、一括して徴収するものとする。

分担金の納付期限。第7条、分担金の納付すべき期限は、整備事業の完了する年度において町長が定める日とする。

分担金の徴収。第8条、町長は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

1号、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が分担金の全部を一時に納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

2号、前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2項、町長は、前項の規定により分担金の徴収を猶予された受益者に対し、徴収を猶予する理由が消滅したと認めるときその他徴収を猶予することが適当でないとき認めるときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る分担金を一時に徴収することができる。

委任。第9条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

過料。第10条、詐偽その他不正の行為によりこの条例に定める分担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番 苅込さん。

○5 番（苅込孝次君） 携帯電話等エリア整備事業というとなかなか思ったんですが、わかりやすく言えば、携帯電話等の電波限界エリアを解消するための整備事業ということなんですよ。いわゆる中継塔とか受信塔みたいなものをつくって、無線が届かないところに受信塔などを建てて、そこから中継するというようなことだと思いますが、わかりやすく表記をすれば、電波限界エリア解消整備と、表記すればよくわかるのですが、そういう中継塔だと思うわけなんですが、この分担金条例をつくって、参入する業者から分担金をいただいて予算計上して、それから事業が始まると思うんですが、この分担金を納めて建設した後、この分担金条例というのはこれはどうなるものかということと、まだそのまま維持管理の費用に充てるためにまた若干の条例が必要なかどうかわかりませんが、この中継多分中継塔だと思うんですが、基地局はどこの地区へ何か所ぐらい建てるのでしょうかしら。

まず、そこをお聞きします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいま説明をいたしましたように、後の方から説明をいたしますと、先ほどのとおり伊藤地区です。

この地区につきましては、実は携帯電話の全くきかないという場所ではないんですが、安定的に電波が届いていないという地域でございまして、当然我々も知らなかったんですが、この辺は総務省が既に日本全国、当然大多喜全地域をほぼ調べてありまして、伊藤地区はどうも電波の届きが悪いという地区になっております。

そこで分担金につきましては、当然いわゆる鉄塔を建てるんですけども、鉄塔を建てるための事業費、その分担金を事業者の負担としていただくということでございまして、後ほどまた補正予算の中でその額が示されますが、その計上をさせていただいております。

なお、事業者につきましては、幾つか当然携帯電話会社がございまして、今後どの事業者が参入するかわかりませんが、いずれにしても、現在3つほどありますので、公募によって選ぶということになるかと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番 苅込さん。

○5 番（苅込孝次君） それではこの分担金というのは、世帯数100以下の場合は90分の1と

いうふうになっておるんですが、90分の1なんて大した金額ではないかと思うんですが、この額をいただくためにもやっぱりこの分担金条例というものが必要なものかどうかということと、建設した後の中継基地局というのは、貸し出しや利用する場合は期限を決めずに、期限があるのか、それから無料なのかということもお尋ねしたいわけなんです、もともと利益にならないようなところですから、これは大して電話会社が分担金を払ってまで参入するかどうかというのも疑問に思うんですが、事前に業者に意向や希望を聞いて参入するかどうかということを知ってから、もっとも工事をする上にはその分担金をもらってから工事が始まるわけなんです、果たしてそういうところに分担金を払ってまで参入するかどうかというのを疑問に思ったわけなんです、90分の1なんていう分担金ですから大した額ではないかと思うんですが、それならこの条例など必要なく、町が建設して国や県の制度を利用して聞こえないところの集落の皆さんに便宜を図ったほうが早いのではないかと思うわけなんです、国の方針はこの条例をつくらなければいけないということらしいんですけども、90分の1なんていう額が実際にどのくらいの額を想定しているのか、ちょっとそれもお聞きしたいと思うんですが。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 額はともあれ、後ほど補正予算の中で示しますけれども、事業者の負担は8万7,000円でございます。

我々はそういう条例だとか、要綱だとか、規則というんですか、そういったもので仕事をしております、当然国からそういう条例を制定して、分担金を徴収しなさいということになっておりますので、ここでどうこうということでこれを取り下げるということはありませんので、幾らでも条例の制定をしろということでございますので、提案をさせていただいているところでございます。

なお、できたものについては貸し出しをするということで、貸し出し内容につきましては無料でございます。

したがって、その後の管理については当然、事業者が通常の維持管理は無料でやっただくということになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） この整備の期間はどのくらいなんだろうかとというのが1点。まず、

1点ずつ聞きます。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） もう3月が近づいてきておりますけれども3月いっぱい
に整備を完了するようになっております。

今回、補正予算も通りましたら早急に公募のほうにかかりまして、業者を決めまして、工
事のほうに入りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 今回のという意味ではなくて、携帯電話などの聞こえないところをな
くすという、総務省の調査結果だと3か所あるということですね。この3か所を全部やるわ
けでしょう。今回はそのうちの1つなんでしょう。

その整備全体を終了させるのは、どのくらいの期間でやるつもりなのか。

今度の予算のやつではなくて、全体を終わらせるのには、私もどういふふうにしてこの計
画を立てたのかと思ったのですが、今の答弁ですと、総務省が既に全国を網羅していると。
今、大多喜町では伊藤はわかったのですが、ほかはどこが入っているのか。それから、その
3か所で漏れ落ちがないのか。

やっぱり、総務省が検査をしたと言っても、地元に住む人にはもっとある可能性はあるわ
けです。その点を伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 議員ご指摘のとおり、実はこれ以外にも当然あります。

なお、3か所につきましては、今回伊藤をお願いしておりますけれども、これ以外に総務省
から言われているのは、会所地区というんですかね、あのあたり。それと、我々が地元から
よく言われております、八声地先の大月原というんですかね、あのあたりも聞こえないとい
うことで言われております。

そこで今、その3か所ということで我々が把握している分をお話をしました。

なお、電波ですので、山に入って通じないところがそれ以外にも実はたくさんあると思
います。

ではそこに住んでいる方がいるかないかという問題も実はあるんですが、住んでいる地
域でもそういったところがあるというふうに認識はしております。

今後はではどうするのかということでございますけれども、今回のように公設民営という

んですかね、町がつくって民間に貸し出しをするということをしてできるだけ避けるために、できることであればできるだけ民設民営というんですかね、いわゆる携帯電話会社に整備をしてもらおうじゃないかということも我々は考えております。

町の負担をできるだけ少なくするために、できる限り事業者にやってもらうことも必要であろうということで考えておりますので、それをもつてもできないということであれば、また公設民営というような形をとらざるを得ないのかなというふうに考えております。

なお、今後聞こえない地域がありましたら、早急に話をしていただきまして、私のほうとすればそれを受けまして、いわゆる携帯電話会社に申し入れをしていこうかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） これは民間がもうける仕事だから、本当はすべて会社が整備する、今までは例えば電話線はどんなに遠くの箇所であっても、電電公社だったときには電話線を近くまで引っ張って、電電公社のお金で引っ張ってきた。鉄道だってそうだ。どんなに赤字路線でも、住民に必要であればやってきた。

ところがここへきて、もうからないところは切り捨てて、切り捨てた分はどうするかという自治体にやらせて、インフラの整備はやらせておいて、その事業利益の分は民間会社がもうけてしまう、そういう形が横行していることに対して大変腹立たしい思いをしているんです。

だけど私のところも実際、携帯電話が使えない、使えないわけではないです、非常に不安定で通話ができないという状況です。だから、できるだけ早く自宅でも携帯が使えるといいなという希望はあるのです。

だけど今の課長の発言で、我々議員が皆さんに話をして、それを町にというような、上げてくれというような言い方をなさったような気がするのですが、そうではなくて行政が3か所については公でやる、だけどそこに外れてしまったものについては自分たちでできてよなんていうのは、すごく不公平だと思うんですね。

ですから、区長会とかそういうようなところで、携帯電話の使えないようなところについては申し出てくれ、今こういうふうに総務省からの予算がついてやれる部分もあるけれども、やれない部分については町が責任を持って電電公社なり、a u なり、ドコモなどと交渉するからというふうな姿勢で取り組むのが筋ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

もちろん、私は前もってうちでは川畑の上の部落ですら、高いところすら不安定だということとは先日申し上げたとおりです。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） では、私がちょっと舌足らずで説明が悪かったと思いますけれども、実は先ほどの3か所につきましても例えば、会所はどうも公設民営でやらざるを得ないのかなという状況なんです、実は大月原につきましても、できることであれば、民間の方に携帯電話会社にやらしてもらおうかなということで交渉に入るつもりでおります。

なお、区長会云々ということで話をしてくださいということなんです、実はもうどんどんそういう形で区のほうからこれまでできておまして、前にも区長会のほうから言ってくださいということでも話はしておりましたので、ただ、先ほど言いましたように、山の中へ入っちゃって谷合いなんかで聞こえないところ、そこまで建てるのかという部分もありますので、どこまで不自由しているのかという部分が、実は我々としてもつかめないという問題があります。

当然、あそこは多分入らないだろうというところは我々はわかりますけれども、そこには人がいなかったりします、どの程度不自由しているのかという部分も、すべてを完璧にというわけには電波のことですからいかないということです。

いずれにしましても、もう一度区長会なりを通じまして、その辺遺漏のないように、また区長会を通じましてお話をして本当に困っているところがあれば、吸い上げて、公設でやるか民設民営でやるか、その辺を進めたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 期間がどのくらいで整備するのか、今回のこれはどのくらいで整備するのかというをまだ伺っておりません。10年も20年もかけて3か所をやるわけではないと思うんです。

それから、もう一つは、携帯電波の届かないところは、地デジの電波も届かないであろうことが予想されるのですが、高いアンテナを建てるのであれば、そのところに地デジのアンテナもくっつけさせてもらって、地デジ対策にも使うというようなことはできないのでしょうか。ほかの目的にも併用できないだろうかということをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ちょっと質問がよくわからなかったんですが、整備期間ということで、大多喜町が解消期間をどう持つかという部分だと思いますけれどもできればこの一、二年の間にすべていわゆる聞こえない場所を解消したいなというふうに考えております。

なお、後の質問のせっかく鉄塔を建てるので地デジの電波もということなんですが、当然、地デジと携帯電話の電波は違いますので、果たしてそこが同じように地上デジタルの電波が届かないかというのはまた別の問題でございます。

ただし、そういうところがもしあった場合に、それが地デジのアンテナと一緒に載せられないかということの質問だと思いますが、現在のところ、聞いたところによりますとそういう例がないんですね。

今後私のほうもよく事業者に相談をしまして可能であれば、せっかくいいものを建てるので、効率的な使い方ができればなというように考えております。

いずれにしましても、ちょっとその辺を研究はさせていただきたいなというように考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番 苧込さん。

○5 番（苧込孝次君） これは完成した暁には、これはすべて業者に任せちゃうんでしょうかしら。いわゆる売るとか、委託するとか、あるいは無償で提供しちゃうとか、そういうことなんですが。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実はこれは町の財産でございますので、売ったりということではできません。

したがって、貸し出す、無償で貸し出す。そのかわりに、通常の維持管理を無料をお願いするということになるかと思えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、議案第2号 指定管理者の指定について、次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

本文の説明の前に、提案理由の説明をいたします。

薬草園につきましては、平成17年4月に千葉県より無償譲渡を受け、公募により学校法人城西大学に、薬草園管理運営事業の実施について協定書を締結をいたしまして、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの期間で指定管理を行い、現在に至っております。

この3月31日をもちまして指定期間が満了となることから、城西大学側と協議を進めてまいりました。

また、昨年9月3日の議員全員協議会の際にも、この薬草園の管理運営にかかわる協議経過や指定管理の更新に向けた町の考え方をご説明を申し上げまして、議員の皆さん方からもご意見もいただきましたが、その後、本年1月20日付で本施設につきまして、城西大学理事長より、引き続き指定管理を受けたい旨の申請書が町に提出をされたところであります。

城西大学では、これまで毎年約1,600万から1,700万円、4年9か月余りで約9,000万円を投じまして、施設の管理運営や、施設を活用した各種の事業に取り組んできております。

また、薬草園という特殊な施設の特徴を最大限生かしまして、各種講座の開催や大学としての教育活動、独自のメディア、広報媒体を活用した施設の紹介を通じまして、町住民を初め、毎年約1万5,000人の来場者の受け入れを行っております。

薬用植物に関する知識の普及だけでなく、多くの方の来園を通じまして、地元への消費経済にも寄与いただいているところでございます。

さらに、本施設の管理運営に当たりまして、積極的に地元雇用にも努めていただいているところでございます。

また、今後は薬学部のみならず、観光学部や、来年度新たに開設する環境社会学部等においても、さらに多くの活用が見込まれております。

薬草園が大学の施設として位置づけされたことで、町のイメージ、知名度、経済効果、あるいは周辺への波及効果、地域貢献、地元の住民の雇用、さらには維持管理に要する町の経費負担軽減等も考慮いたしまして、引き続き城西大学に指定管理をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をいたします。

1 管理を行わせる施設。名称、大多喜町薬草園。位置、大多喜町大多喜486番地1。

2 指定管理者。所在地、東京都千代田区紀尾井町3-26。名称、学校法人城西大学。代表者、理事長、水田宗子。

3 指定期間。平成22年4月1日から平成27年3月31日まで。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番小高さん。

○4 番（小高芳一君） まず、今回城西大学にという指定なんですけれども、平成17年のときには公募ということで当初始まったと思うんですが、今回については公募という考えがないのか。

今回、城西大学ということなんですけれども、協定書をまた結ぶと思うんですが、これは前回と同じ内容かどうか。

この辺は議会でも前回話がいろいろあったと思いますけれども、大規模な修理については協議するというような内容だったというようなことで伺っておりましたけれども、その辺の協定書の内容については今までと同じかどうか、その辺のある程度の変更があるのかどうか

ということです。

城西大学とは協定書を締結するに当たっていろいろと協議をしてきたということですが、協議内容についてお互いの利害関係と申しますか、要望等がいろいろとあると思うんですけれども、その協議の内容について、あるいは何回ぐらい行われて、どういう内容だったかわかれば教えていただきたいと思うんですけれども、まず、この3点をお願いします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ご質問の公募につきましては前回やりまして、いずれにしても特殊な仕事なものですから、薬草園しかもう使い道がないと、使うしかないという道が、県から町へ譲渡されたときの条件でございますので、もうこれ以上のものはないということで考えさせていただきまして、前回9月にもお話ししましたように、引き続きお願いをしたいということでございます。

なお、協定内容が変わるのかということですが、実は昨年9月、皆さん方にご相談した際もやはりできるだけ経費節減を、考えた指定管理の内容に申さないと、いわゆる改修費等は当然協定では町が負担するようになっているけれどもそのあたりはどうなのかということで質問もありました。

実は我々も、大変時間がたっている施設でございます、たしか昭和六十二、三年ころだったと思うんですが、もう二十何年かたっておりますので、大変老朽化が進んでおりますので、そのあたりを心配しております。

したがって、今後協定の中に入らざるかどうか分かりませんが、協議の中ではそのあたりを詰めないで次の5年間の話がうまくこれは薬草園そのものの運営ができないんじゃないかなということ考えておりますので、この指定が決まった時点で、早急にいわゆる理事長さんと町長の会談を持ちましてそのあたりを詰めたというように考えております。

いずれにしても、経費ができるだけかからないような方向で今後も進めていきたいということでもあります。

そして改修につきましては、今後当然予定というか想像されるわけですが、今日現在の協定の中では改修費につきましては大規模なものについては町が負担するというよりも、協議しましょうよという協定の内容になっておりますが、これまで行った状況ですと、改修費については町が負担してやっております。

なお、日常の運営管理費、先ほど年間1,600万円から1,700万円かかっていると、5年間で1億近い経費をかけているというその部分については、当然使う側の城西大学にお願いして

いるという状況でございます。

協定書の内容にそういったものが盛り込めるかがちょっとわからないんですが、いづれにしても改修費等が余りかからないような、また、ほかに何かいい道があるかどうか、経費をかけずに薬草園が継続していけるような、道も探っていきたいなというように考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） まず公募でということを知ったのは、課長の今のお話ですと、薬草園という特殊柄、城西大学しかないだろうということなんですけれども、やっぱり時代がどんどん変わってまして、インターネットでも全国的なこういう発信をすることによって、どこにどういう人が必要とするかわからないという部分があると思うんですね。

もう最初から城西大学にと、もうないだろうという決めつけるよりも、1回は全国的な発信をしてみて、こういうものでどこかがこういうもの欲しいという人があらわれるかもしれない。そういうことによって、もしあればすごい薬草園というものがさらに生きる可能性もあるんじゃないかと。今のこういう時代ですから本当にわからないと思うんですね。

ですから、そういうふう決めつけることなく、一度は公募して全国に発信してみたらどうかということで今伺いましたんですけれども、できればそういうことも考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、これから建てて二十四、五年たつということで、さらに大規模な修理というのは当然出てくる話だと思うんですね。

今回、この指定管理者の締結をして5年間をお願いするという形になる、では今度はその先はどうするんだと、こういう5年ごとに契約すれば、例えば大学側だったら、施設が老朽化したらもうちょっと次はいいですよという可能性も出てくるんじゃないかな、そういう懸念もあるわけで、そうしますと今使える状況の中で、もっと先のこと、薬草園をこれからどうするんだということも考えながらこういう契約もしていけないとまずいんじゃないかなというような気もします。

私なんかは、あの施設をとにかく無償で大学に譲渡してしまってもいいんじゃないかと。あそこに城西大学はずっと残ってくれるように、薬草園の研究施設というように形で残してくれて、なおかつそこからでも少しでも税収が上げればというようなことぐらいに思ってるんですけれども、もっともっと土地もそうでありますし、施設も将来的にどうするんだとい

うようなことも、今回の5年間の指定管理ということではなしに、その先までもやっぱり考えた中での契約といいますか、協定書というものを考えていただきたいなというふうに思います。

それからちょっと聞き忘れたんですけども、経済効果、あるいは地元の雇用等、そういう面からも契約をしたいという話でありましたけれども、この辺は実際に経済効果とかあるいは地元の雇用とかというのはあるのでしょうか。

先ほど、冒頭で申し上げましたように、その公募の考え方、それから長期的な薬草園の方向性というものについても見解がありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） では、後の方からすみません。

雇用はあるのかということなんですが、現在、5人ほど大多喜町の住民を雇っていただいております。

業務内容につきましては、中でのお客さんの対応、それ以外には清掃というか草取りとか草刈りとか、そういった業務に携わる人が四、五人いるということでございます。

したがって、そういったいわゆる人件費がかなり多くかかっているということでございます。

それと、議員から前の9月の段階にも言われたんですけども、この5年間の中では将来のことを、今言われたような内容、いわゆる場合によっては城西大学に施設を譲渡していくというような考え方も、これは間に県というものが、当初県が選んでくれたような城西大学でございます。当時なかったということでございますので、県にも入っていただきましてその辺の協議を進めてまいりたいというように考えております。

そういうことで、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

3回目、4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 最初に公募の考え方と、今、長期的なという話がありましたけれども、その辺の見解だけでも結構ですので。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 今回公募をやらなかったというのは、先ほどもご説明申し上げましたように、前回公募をやりましてなかなかなかったということで、しかも、現在

も安定的に城西国際大学が、我々が想像する以上に予算投入、また町への貢献というんですかね、そういったものを含めまして、総合的に評価をしまして、引き続きお願いをしたいということでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 簡単なことですがけれども、この5年間でどのくらいのお金を薬草園に町としては使っていますか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実は、費用を支出したのは平成20年度のみです。17年、18年、19年、21年は、この4年間は出しておりません。したがって、20年度に、208万4,450円を支出しております。

これは皆さん方にも予算のときにお話しましたように、管理棟の空調設備というんですか、エアコン設備というんですか、その整備と一部浄化槽のポンプの交換を行ったという経費でございます。208万4,450円ということでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、議案第3号 指定管理者の指定について、次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求める。

本文説明の前に、提案理由の説明をいたします。

もみの郷会所交流体験施設につきましては、平成13年3月に老川小学校校舎の建設のため、50年余り続きました分校が統合によって閉校となることから、長い間地域の中心的な公共施設がなくなることで、地域の衰退が懸念されたため、この分校を活用して活力ある地域づくりを支援するための施設として、平成16年度に整備したものでございます。

施設の完成後は、新たな制度であります指定管理者制度によりまして、平成17年9月に議会の議決を経まして、平成22年3月31日までを指定期間として、指定管理者を会所区に指定いたしまして、今日に至っております。

現在は、会所地域一帯の国有林を管理する千葉森林管理事務所のご厚意、ご協力のもと、恵まれた自然環境を十分に活用することができまして、そこに、そば打ち体験教室、そば栽培体験、また、もみの木庵の開設、千葉森林管理事務所との共催による会所高原もみじまつりの開催など、施設や自然を有効活用した事業展開が図られておるところでございます。

本施設を会所区に指定管理することで、区民の皆さんが主体的に管理運営にかかわり、積極的に事業に取り組んでいることで、地域としての結束がさらに深まるという理想的な形が生まれてきております。

町といたしましても、施設管理の効率的に活用されていることや、経費削減が図られるという判断から、今後も引き続き会所区に指定管理をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をいたします。

1 管理を行わせる施設。名称、大多喜町もみの郷会所交流体験施設。位置、大多喜町会所154番地。

2 指定管理者。名称、会所区。代表者、区長、佐藤雄隆。

3 指定期間。平成22年4月1日から平成27年3月31日まで。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩といたします。

（午後 2時27分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第4号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,030万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,768万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、内容を説明いたしますので、14ページをお開きいただきたいと思います。

内容説明に入る前に、今回の補正の概要を簡単に申し上げますと、携帯電話の不感エリア解消のための事業、平成22年度から開始される子ども手当支給に伴うパソコン等の準備経費、また、国から交付される臨時交付金を対象とした水道会計への繰出金や、道路整備、道路橋梁整備等でございます。

この交付金は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で、地方公共団体が危険な橋梁の補修や、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や、都市部の緑化、森林における道路整備のような、あすの安心と成長のための緊急対策で、インフラ整備を行うための経費でございます。

それでは、2、歳入でございますが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、補正額4,869万3,000円でございます。

これは、昨年の12月に交付決定されました、特別交付税を計上させていただきました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、補正額218万3,000円で、これは子ども手当支給に伴う準備のための国からの補助金でございます。

目5総務費国庫補助金、補正額6,395万円で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございます。もちろんこれは、国からの交付金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、補正額625万9,000円で、これは携帯電話等の電波の届かないエリアを解消するための県補助金となっております。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額3,086万7,000円の減額でございます。交付税等の収入が当初より多く交付されたこと等によりまして、財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

下の15ページになりますけれども、款20諸収入、項3雑入、目1雑入、補正額8万7,000円でございますが、携帯電話等エリア整備に伴う事業者からの負担金でございます。

次は、16ページでございます。

3の歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、補正額782万5,000円。住民の生活に必要な不可欠となっております、携帯電話の不感エリアの解消のための用地費を含めた、先ほどもいろいろ話が出ましたけれども、伊藤地先に基地局を建設する経費でございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額220万円でございますが、これは平成22年度から支給が開始されます子ども手当の支給のためのパソコン等の購入や、システム移行のための委託料でございます。

これから申し上げる衛生費と土木費につきましては、先ほど申し上げましたけれども、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業となっております。

今回のこの交付金につきましては、国会を通過し申請までの期間が短かったことや、冒頭に申し上げましたインフラ整備ということもあり、以下の事業を選択させていただいたものでございます。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道運営費、補正額3,000万円でございますが、水道事業会計に繰り出すものでございます。内容につきましては、水道会計のほうで申し上げると思いますけれども、横山地先に工事をするものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額3,828万円で、災害防除工事として町道黒原上野線モルタル吹付工事や平沢弓木線の改良工事でございます。

目3橋梁維持費、補正額1,200万円でございますが、これは三又大橋支承部補修工事や橋梁延命のための塗装工事で、白山橋ほか4橋の工事となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 苧込さん。

○5番（苧込孝次君） 14ページの県支出金のうち節の文言が、電波遮へい対策事業費等補助金となっておりますが、遮へいというのは電波を遮るということなんですが、遮るための対策という意味なのか、それとも遮られているのを改善するとかという意味なんですか。読み方によってはちょっといろいろとれちゃうんですけれども、この費用が先ほどの分担金条例で言われた事業の県の事業なんですかしら。

それと同時に、15ページの雑入の欄ですが、8万7,000円を補正するわけなんですけれども、

説明のほうに、携帯電話等エリア整備事業事業者負担金となっておりますが、事業者というのは、この基地局は町が事業者となつてつくるわけですので、町が負担するという意味なんでしょうか、ちょっとわかりづらいんですが。

それと同時に14ページに戻りますけれども、国庫支出金の中の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、この説明が何も書いていないんですけれども、国からもこの整備事業に幾らか支出するのでしょうか。ちょっとそれもわかりづらいんですけれども、この予算どおりにいきますと、この基地局整備事業にはこの県支出金の6,259万円と、あとは雑入の8万7,000円を足しただけの額ということになっちゃって、条例にある国の制度を活用してというような文言があるんですが、その国の制度というのがどこにも入ってこないんですが、この国庫補助金の中の、きめ細かな臨時交付金の中に幾らか含まれているのかどうか、それもお聞きします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、先ほど電波の遮へい対策ということで、遮へいというのは閉ざすという意味で、閉ざされているところの対策をするということでございます。

したがいまして、携帯電話等の無線通信が行えない状態の場所、そこを解消しようという事業のこの対策事業ということでございます。

それと、15ページの諸収入の中の雑入ですね、8万7,000円。これは携帯電話等エリア整備事業事業者負担金。整備事業のいわゆる実施する事業者というのは町ですけれども、携帯電話を運用する会社の話です、この場合は。

したがいまして、今後、この予算が通りましたら、早急に公募によって、どこが伊藤地区の携帯電話の塔を使って事業をやるかという、その会社を選ぶわけですね。工事も含めてですけれども、今あるのは3社ですけれど。いわゆる事業者、いわゆるドコモだとかa uだとかソフトバンク、どこが手を上げるかちょっとわかりませんが。そのことを指します。

それでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 国の関係のきめ細かな臨時交付金の関係でございますが、これは国の経済対策で過去にも大分いただいております、今回は6,395万円ということになって

おりますが、去年あたりから見ますと、地域活性化・緊急安心実現総合対策あるいは地域活性化・生活対策臨時交付金等、また一番多いのが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのもありまして、過去に補正でいろいろいただいておりますけれども、そのほかに地域活性化・公共投資臨時交付金というのがあります、今回は新たに最近の国会を通過した国の21年度の2次補正分となっております。

これで内容は先ほど申し上げましたけれども、やはり道路の整備等、あるいは限定されておりますのは、危険な橋梁の補修とか景観の必要性の高い電線の地中化というのにも中に含まれておりますけれども、そういうインフラの整備を行うためのものだというふうに、うちのほうはそうのように承知しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） それに関連してなんですけれども、これは、先ほど事業の内容について細かいのをいただいたのですが、12月議会のときに、地元の小さな業者さんへの仕事の発注という点で、どの程度実現できるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） そうですね、黒原上野線、平沢弓木線、そのほか橋の塗装工事の関係がありますけれども、橋の塗装工事はほかの業者が入るかもしれませんけれども、ほとんどが大きなものについては地元の業者ということになるかと思えます。

あと、建設課のほうで所掌しているものがほとんどですので、課長のほうからお願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 地元への仕事の発注関係ということでのお尋ねであろうかと思いますが、今総務課長からお話がありました内容等についての仕事については地元のほうにいけるのではなかろうかと。ということは橋の塗装関係についても、今年度1橋やらせていただいておりますが、それも地元のほうの事業者さんが落札しております。

そういったことで、今道路改良、黒原上野線につきましてはモルタル吹付ということでございます。これは平沢と弓木を結ぶ線の平沢がそちらのところに大きな壁がございます、それがかなりいかれてきておりまして、剥離してきておるということで、その関係を行っていくものでございますが、これについても、会所で同じモルタル吹付とかそういったもの

をやっておりますが、それも地元の業者がやっております。

それと、弓木平沢線の関係、これについては先ほど申し上げたところから、弓木側に下って行くんですが、その下のほうに川がありまして、その先の右手側になりますが、そちら側がかなりくずんできております。

それで、安定勾配をとるために土砂の削り取りということですかねわかりやすく言いますと。それで安定勾配にして、災害を未然に防ぐというものでございます。

これは土砂関係をやりますので、一般の会社であればどこでもできるというものでございます。

それともう1点につきましては三又の大橋がでございます。

これは大きな橋を町のほうで、国道から町道になったものでございますが、雨等の作用がございまして、支承工、何というんですか、地震があった場合に橋が落ちないように支える、支承工というものがあるわけでございますが、それが腐ってきちゃったということで、それをかけかえをしなければいけないという大きな工事になるわけでございますが、これはちょっと地元の事業体でできるかどうかちょっとわかりませんが、ちょっと特殊な工事になるということのご理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほど申し上げた塗装工については、以上申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 大きい工事も含めていくというのはわかったんですが、その塗装工事が4か所ありますけれども、みんなそれぞれ1件ずつの発注になるのでしょうか、それとも一括発注になるのでしょうか。

今、こういう状況ですので、1件ずつ別個にしてできるだけ多くの業者さんに仕事が回るようにというような配慮をしていただきたいなという思いがあります。

いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） いろいろな考え方がございますけれども、現状において、やはりそんなに大きな金額ではございませんので、一括の発注ということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。関連ですか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 今本当に不景気で、建設関係の業者さんたちは仕事がなく、本当にいつ首かかりしようかみたいな話をあちらこちらで聞きます。

12月議会で私がやったのは、希望者登録制度ということで、130万円以下でしたっけ、130万円以下の契約であるならば、町の登録をしていなくても、町の仕事が取れるという、そういうようにしてくれと言ったら、そういうわざわざ登録はしなくてもやっていきたいと答弁があったはずですよ。

一括にするとこれは370万円ですから、これは入札で、それこそ資格のある業者でなければできなくなります。今そういう時代ではなくて、本当に町民が求めているのは、どんなに小さい仕事でもいいから欲しい、そういう業者関係の町民の願いにこたえる必要があるんじゃないでしょうか。

一括ではなくて、1件1件やって、4つの業者さんに仕事がいくようにしていただきたいと思います。

いかがでしょう。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 趣旨につきましてはですね、重々わかっておるつもりでございます。

その辺については今後ちょっとまた検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○1 番（野中眞弓君） 4回目になりますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 今そういう答弁ですから。

ほかにございませんか。

10番藤平美智子さん。

○10 番（藤平美智子君） 12ページなんですけれども、地方交付税の増額の問題についてお伺いいたします。

当初予算より補正額がちょっと今、ざっと計算してみたんですけども、3.96%という大きな差が出た理由についてお伺いいたします。

今、新年度を迎えようとしている時期に、大型の補正がされておりますが、普通交付税は8月には決定すると思います。

早ければ9月、遅くても12月の定例会で補正の措置をとれたと思いますが、この議会までおくらせた理由について、これが1点と、14ページ子ども手当の準備事業費補助金ですか、先ほどパソコン設置ということを知ったんですけれども、この設置場所と何台くらい設置されたかお伺いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今回の地方交付税の関係は12月交付分の特別交付税というふうには先ほど申し上げたんですが、そのほか普通交付税のほうも若干多くなっておりまして、補正でそういう多くの事業があれば先に充当させていただきたいというふうに考えておりましたけれども、臨時交付金等いろいろなものがきておりますので、最終的には交付税は、3月でもし余るようであれば基金のほうに、また財政調整基金等に戻すようなことになろうかと思っておりますけれども、今の質問につきましては、12月交付分の特別交付税ということでございます。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 子ども手当の補助金関係でございますが、歳出の16ページの民生費の児童福祉費のところ、委託料と備品購入費で計上してございます。

そこで、国費分がその財源内訳の中で、218万3,000円が国庫支出分でございますが、1万7,000円が一般財源分、委託料で190万円、これはシステムを今、児童手当をやっていますが、それと、乳幼児医療の関係も含めますが、そういうもののソフトの移行するための委託でございます。

それが1件と、備品購入費でノートパソコン1台、これは子育て支援室のほうに設置をさせていただくように予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 一応予算書を見ているんですが、説明書のところですね、先ほどみたいに総務費国庫補助金、金額が多いので説明の中にもう少し大まかでいいですから、どういふところに使うとか、そういうこと1点と、計上してほしいことですね。

それと先ほど総務課長さんがインフラ整備ということでは言われたんですが、議会でも光ファイバーですか、もうゴーサインを出しておるんですが、まだ予算がつかないとか何とかと

いうことでずれているらしいんですが、その辺の流用というのは、なかなかできないものでしょうか。

その2点質問します。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 歳入のほうの関係が歳出のどこに充てているかということの解釈でよろしいのでしょうか。

今回のやつは非常に少ないわけですが、この内訳というのは歳出のほうで例えば16ページで見させていただきますと、補正の真ん中辺に補正額の財源区分というのがあると思いますので、例えば上のほうの企画費であれば、国の支出金というふうになっておりますけれども、これはだから携帯電話の基地局のやつが充ててありまして、一般財源が147万9,000円とか、そういうふうな見方をしていただけるとありがたいのかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） もう1点何かあったな。

（「説明欄にもう少しこの5番ですか、国庫支出金、14ページですね、6,395万円ですか、その説明が空欄になっているので、先ほどもいろいろ説明してくれたんですけども、できましたら、初めから記入しておいてくれればよくわかるので。すみませんが」の声あり）

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。さっき2点質問がございましたね。

執行部、もう1点、総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 光ファイバーの関係は昨年12月に補正予算をさせていただいて、次の年度で実施するというので、これはまだ内示がきていない部分もありますけれどもほぼ決定でございますので、その財源は間違いなくきて実施はできるものと思っております。

できるだけ浮かして何とかという話もされましたけれども、そういう目的になると、補助金はほかの目的に利用するというのは非常に難しいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第7、議案第5号 平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長(浅野芳丈君) それでは、17ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)。

総則。第1条、平成21年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、第1款資本的収入、既決予定額、これは収入でございますが、1億752万5,000円、補正予定額3,000万円、計1億3,752万5,000円。

科目、第3項出資金、既決予定額7,714万5,000円、補正予定額3,000万円、計1億714万5,000円。

支出でございますが、第1款資本的支出、2億3,112万5,000円、補正予定額3,000万円、計2億6,112万5,000円。

第1項建設改良費、1億1,554万7,000円、補正予定額3,000万円、計1億4,554万7,000円。

提案理由でございますが、総務課長からも一般財源の補正の中でご案内がございましたんですけども、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の関係で補正をさせていただくものでございます。

事項別明細で説明したいと思いますので、19ページをお開きいただきたいと存じます。

資本的収入及び支出、収入の部でございますが、款1 資本的収入、既決予定額1億752万5,000円、補正予定額3,000万円、計1億3,752万5,000円。

項3 出資金、目1 出資金、補正予定額でございますが、3,000万円。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

支出の部でございますが、款1 資本的支出、既決予定額2億3,112万5,000円、補正予定額3,000万円、計2億6,112万5,000円でございます。

項1 建設改良費、目1 配水施設費、補正予定額3,000万円。これにつきましては配水管の布設工事ございまして、工事場所でございますが、バイパスの横山交差点ですね。それから白山台の交差点の関係を結ぶ管をいけさせていただきます。管の径については200ミリを予定しております。

この関係につきましては、私どものほうで今現時点で考えておりますけれども、かなり大規模な漏水、あるいは施設の故障、事故、そういったものに対応できていないところが結構あるわけでございますが、現時点で大多喜配水地及び八声配水地からバイパスを通過して白山台の交差点まで150ミリがきております。

これによりましてかなり前に、上瀑地区のほうでちょっと工事関係がございまして、台のほうに水が行かないということがございました。

そのときにこの管を使いましてバイパスのほうから上瀑地区の台の方に流させていただいたという過去の実績がございます。

こういう形で管と管がつながっていないところが現時点で横山の浄水場からきているものについて通っていないところがございます。

ですから、もし横山の浄水場等で事故があったときにそれをかなりの時間をかけてやった場合、皆様にすごくいろいろな形でご迷惑をかけるということが出てきてしまうという現状がございます。

そういったことをなくするためにこの管をいければ、小土呂、横山、そういった方向に、大多喜配水場、それと、大月原のほうの八声配水場から、直接持っていくことができると。

逆にちょっと能力は小さいんですけども、横山からバイパスを通過して、大多喜の西のほう、それから総元のほうにも多少なりとも持っていけるということで、できればこういった工事をやっていけば、そういったことが可能になるということで、大規模な災害等に対処するためにこれが必要であるということで、実施をしていくものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回大多喜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時13分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成22年4月8日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 野 口 晴 男

署 名 議 員 藤 平 美 智 子